

入札の心得

秋田市総務部財産管理課

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則その他関係法令および令和8年度秋田市本庁舎移動販売車設置場所貸付（第3回）募集要項を承諾して入札してください。

（入札の参加および辞退）

- 2 入札書は、指定した日時および場所に持参により提出してください。
入札を辞退する場合は、入札の執行前までに「入札辞退届」を財産管理課に提出してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名について、何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、指定した場所で提出してください。

入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

記入した入札書は当該入札案件名および入札書在中の旨を記入した封筒に入れ、さらにこれを封書してください。

また、代理人による入札のときは、代表者からの委任状を提出してください。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法）

- 5 入札金額には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください（課税事業者、免税事業者を問いません。）。

なお、契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

(入札書の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。【例】¥ 1 2 3 , 0 0 0 -

また、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書きし、押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

(1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。

(2) 1回目の入札において、入札者が1人であるとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(4) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者の入札

(5) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒に入札した入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 第4項の規定による提出方法によらない入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

- 10 開札は、入札のお知らせ等に記載した入札日時に行います。

(落札者の決定)

- 11 予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札をした者を落札者とします。

(くじによる落札者の決定)

- 12 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできません。

なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札執行回数)

- 13 入札執行回数は、2回を限度とします。

(再度の入札)

- 14 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を行います。

(再度の入札に参加できない者)

- 15 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約の締結)

- 16 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印して提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(異議の申立て)

- 17 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の疑義又は不明を理由として異議を申立てることができません。